

学校感染症における出席停止について

お子様が下記の病気と診断されたときは、学校保健安全法の規定により出席停止といたしますので、医師の許可があるまで学校を休ませてください。この期間は、欠席扱いになりませんから、お含みのうえ治療に専念してください。登校時には下記の治癒証明書をクラス担任に提出してください。

	病 名	出 席 停 止 期 間
第1種	エボラ出血熱、クリヤ・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	すべての発疹が痂皮化するまで
	水痘（みずぼうそう）	主要症状消退後2日を経過するまで
	咽頭結膜熱	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
	結核	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
第3種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで

※出席停止期間は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

治 癒 証 明 書

美咲町立柵原学園 校長 殿

年 組 番 氏名

上記の生徒は学校感染症の（ ）が治癒しましたので、
令和 年 月 日より登校可能と判断いたします。

令和 年 月 日 医療機関名
医 師 名

印

※学校記入欄（出席停止期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日）